

地震雜制

〔扶桑略記二十九〕後冷泉康平四年五月八日、有恩赦、依地震也、

〔吾妻鏡四〕元曆二年七月廿九日庚戌、泰經朝臣消息到著、今月上旬之比、佛嚴上人夢中、赤衣人多現云、無罪之輩、爲平家緣坐、多以蒙配流之罪、故有地震等云云、凡爲滅亡衆消罪、去五月廿七日、被始行不斷御讀經畢、然者流罪中僧等事者、可有免許歟之由、有其沙汰、相計、可令申有給之趣也、云云、

〔享保集成絲綸錄二十九〕寶永元申年三月

申渡之覺

一舊冬地震に付、虚説申あるき候もの之儀ニ付、最前も町中爲相觸候處、今以不相止、頃日者謠狂歌等も作之、申觸もの有之由相聞、不届に候、向後名主家主心掛、左様之もの於有之者、早速捕之、月番之番所江可申出、若隱置、外より相聞候は、名主家主五人組迄、可爲越度候間、此旨可申聞置候、以上、

三月

〔享保集成絲綸錄二十九〕寶永四亥年十月

一今度國々地震に付、諸色高直に仕間敷候末々直段上り可申哉と考、買置いたすべからず、品により藏々を改、相背者有之時者、可爲曲事事、

〔日本書紀二十二〕七年四月辛酉、地動、舍屋悉破、則令四方、俾祭地震神、

地震神
雜載

〔筆のすさび一〕一地震せざる家、備後の山南村何某が家、地震に動かす、其家の下一面の大石なり、徂徠が峽中紀行に、石室の僧に地震の事を問ひけるに、近年の大地震にも、動かざりしと答へし事あり、されば火脈の力も、大石を動かすことあたはざるか、また石も無盡底より根ざせしものありや、備後深津村の王子山も、地震なしといふは信にや、

〔春記〕長久元年六月廿七日庚戌、寅刻許有召參御前被仰云、此曉夜大殿西戸并組入上、同以振鳴、而